

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、地方税の徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和7年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収事務
②事務の概要	市税等の徴収、収納及びその調査に関する事務 1. 収納、還付、充当等に係る納税管理事務 2. 納税督促や滞納処分に係る滞納整理事務 3. 納税証明発行事務
③システムの名称	収納システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の24の項及び135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠となる項) なし (第2条の表における情報照会の根拠となる項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」又は「保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市企画経営部市税収納課・宝塚市市民交流部国民健康保険課
②所属長の役職名	市税収納課長・国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 宝塚市企画経営部市税収納課 TEL 0797-77-2163 宝塚市市民交流部国民健康保険課 TEL 0797-77-2122
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		

従業員に対する教育・啓発	十分にやっている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申告書類及び本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・端末操作者については、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、アクセス権限のない職員はシステムを利用できないようにする。また、認証後はユーザごとに権限を設定し、システム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法での入手を防止する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市税収納課長 藤 太郎	市税収納課長	事後	
平成30年7月2日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月2日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和3年9月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上	文中「番号法第19条第7号 別表第二」	文中「番号法第19条第8号 別表第二」	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署②所属長の役職名	①宝塚市企画経営部市税収納課 ②市税収納課長	①宝塚市企画経営部市税収納課・宝塚市市民交流部国民健康保険課 ②市税収納課長・国民健康保険課長	事後	
令和3年9月2日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 宝塚市企画経営部市税収納課 TEL 0797-77-2163	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 宝塚市企画経営部市税収納課 TEL 0797-77-2163 宝塚市市民交流部国民健康保険課 TEL 0797-77-2122	事後	
令和3年9月2日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和6年5月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月26日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	収納システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	収納システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム	事前	標準準拠システム移行及び新様式への移行に伴う変更
令和6年12月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項及び30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の24の項及び135の項	事前	標準準拠システム移行及び新様式への移行に伴う変更
令和6年12月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」又は「保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(27、42の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠となる項)なし (第2条の表における情報照会の根拠となる項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」又は「保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)	事前	標準準拠システム移行及び新様式への移行に伴う変更
令和6年12月24日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規項目)	2)十分である 人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	標準準拠システム移行及び新様式への移行に伴う変更
令和6年12月24日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	(最も優先度が高いと考えられる対策) 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策(当該対策は十分に【再掲】) 2)十分である(判断の根拠) ・申告書類及び本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・端末操作者については、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、アクセス権限のない職員はシステムを利用できないようにする。また、認証後はユーザごとに権限を設定し、システム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法での入手を防止する。	事前	標準準拠システム移行及び新様式への移行に伴う変更